二の(2)の表被覆りん酸肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　りん酸の初期溶出率は五〇％以下であること。 二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

二の(2)の表液体りん酸肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

二の(2)の表熔成汚泥灰けい酸りん肥の項その他の制限事項の欄中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

二の(2)の表副産りん酸肥料の項その他の制限事項の欄中二を三とし、一の次に次のように加える。

二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

二の(2)の表混合りん酸肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　可溶性マンガンを保証する肥料は、原料として可溶性マンガンを保証する肥料を使用したものであること。 二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

四の(1)の表肉かす粉末の項その他の制限事項の欄及び肉骨粉の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

四の(1)の表蒸製てい角粉の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

四の(1)の表蒸製てい角骨粉の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

四の(1)の表蒸製毛粉の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

四の(1)の表乾血及びその粉末の項その他の制限事項の欄、生骨粉の項その他の制限事項の欄及び蒸製骨粉の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

四の(1)の表蒸製皮革粉の項その他の制限事項の欄及び四の(2)の表魚廃物加工肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

四の(2)の表乾燥菌体肥料の項その他の制限事項の欄中二を三とし、一の次に次のように加える。

二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

四の(2)の表副産動物質肥料の項その他の制限事項の欄及び混合有機質肥料の項その他の制限事項の欄を次のように改める。

一　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

五の(1)の表熔成複合肥料の項その他の制限事項の欄中二を三とし、一の次に次のように加える。

二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の(1)の表化成肥料の項その他の制限事項の欄の五及び六並びに配合肥料の項その他の制限事項の欄の五及び六並びに五の(2)の表化成肥料の項その他の制限事項の欄の五及び六を次のように改める。

五　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

五の(2)の表混合動物排せつ物複合肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

四　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の(2)の表混合堆肥複合肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

五　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の(2)の表成形複合肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

十　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の(2)の表吸着複合肥料の項その他の制限事項の欄の二及び三を次のように改める。

二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 三　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

五の(2)の表被覆複合肥料の項その他の制限事項の欄に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の(2)の表副産複合肥料の項その他の制限事項の欄中二を三とし、一の次に次のように加える。

二　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	

五の(2)の表液状複合肥料の項その他の制限事項の欄の四及び五を次のように改める。

四　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 五　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

五の(2)の表配合肥料の項その他の制限事項の欄の五及び六を次のように改める。

五　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 六　牛の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。	

五の(2)の表熔成汚泥灰複合肥料の項その他の制限事項の欄中三を四とし、二の次に次のように加える。

三　牛由来の原料を原料とする場合にあつては、管理措置が行われたものであること。	